

6 駐車場

【基本的な考え方】

- ・ 障害者や高齢者等の社会参加を促進する上で、自動車は有効な移動手段であることから、駐車場の利便性や安全性に十分配慮することが重要です。
- ・ 車椅子利用者用駐車施設については、安全に乗り降りできるスペースを確保するとともに、建築物の出入口に近い位置に設け、当該駐車施設から出入口まで安全かつ円滑に通行できる経路を整備します。

整備基準

解説

下記以外の建築物

- (1) 多数の者が利用する駐車場（機械式のもの又は全駐車台数が 50 台未満のものを除く。）を設ける場合には、車椅子利用者用駐車施設を、全駐車台数が 100 台未満の場合にあっては 1 以上、全駐車台数が 100 台以上の場合にあっては 2 以上設けること。
- (2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。
- ア 幅は、3.5メートル以上とすること。
- イ 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設の表示をすること。
- ウ 7 の項の (1) のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

- ・ 3.5 m とは、車椅子利用者等の円滑な乗降に必要な幅です。
- ・ 車椅子への移乗等の際にはドアを大きく開ける必要があります。
- ・ 舗装面に国際シンボルマークを塗装する方法や標識を立てる方法があります。
- ・ 車椅子利用者が利用可能な玄関にできるだけ近い位置に設ける、ということです。

＜バリアフリー法施行令＞

第十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子利用者用駐車施設（車椅子利用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子利用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子利用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

- 一 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
- 二 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

- ・ 公立小学校等及び条例第 61 条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する駐車場」と読み替えて適用されます。（バリアフリー法施行令第 24 条、第 25 条）
- ・ 条例により、全駐車台数に応じた台数分の車椅子利用者用駐車施設の設置を求めています。
- ・ 「国土交通大臣が定める場合」とは、令和 6 年国土交通省告示第 1072 号に規定する場合をいいます。

（算定例）

- ・ 全駐車台数が 120 台の場合
 $120 \times 1/50 = 2.4 \rightarrow 3$ 台分以上

（算定例）

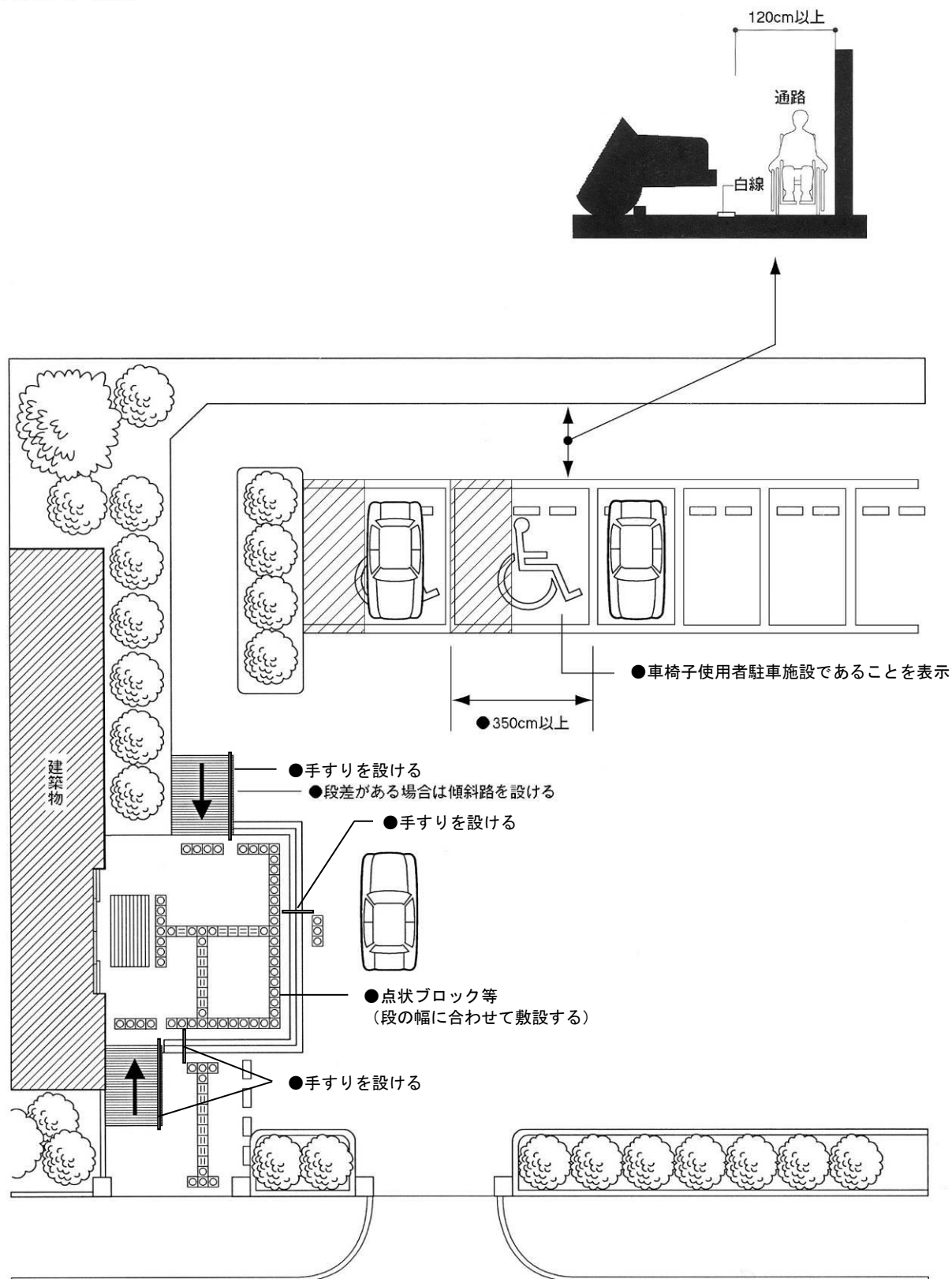
- ・ 全駐車台数が 350 台の場合
 $350 \times 1/100 + 2 = 5.5 \rightarrow 6$ 台分以上

条例第 6 章の適用対象建築物

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■駐車場の整備例



2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

第二十条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

- ・350 cmとは、車椅子使用者等の円滑な乗降に必要な幅です。
- ・車椅子への移乗等の際にはドアを大きく開ける必要があります。
- ・車椅子使用者が利用可能な玄関にできるだけ近い位置に設ける、ということです。
- ・「国土交通省令で定めるところ」とは、次のとおりです。(国土交通省令第113号)
 - ①高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
 - ②当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(JIS Z8210に定められているときは、これに適合するもの)でなければならない。

整備が望ましい項目

解説

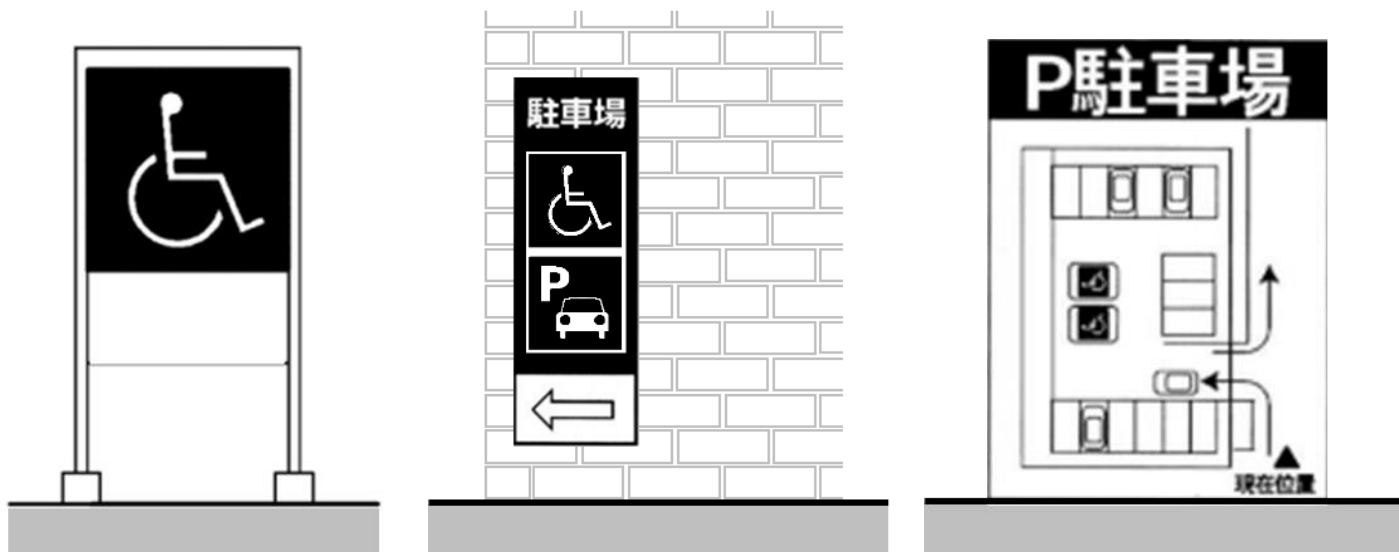
- ・敷地の出入口付近に、道路から見やすい方法により車椅子使用者用駐車施設のある旨を表示すること。
- ・必要に応じて、車椅子使用者用駐車施設の場所を示す案内板を設けること。
- ・車椅子使用者用駐車施設及び建築物の出入口に至る通路には、屋根又は庇を設けること。

- ・雨天や降雪時の車椅子使用者や杖使用者等の乗降を考慮し、設置が望まれます。

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
- ：整備が望ましい項目

■立札等による表示例



※条例第6章の適用対象建築物について、移動等円滑化の措置がとられた駐車施設の付近には、JIS Z8210 に適合する標識を設ける必要があります。(P. 142-144 参照)